

富里市国民保護計画の骨子(案)

平成 18 年 10 月 4 日

富 里 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	
2	市国民保護計画の構成	
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	
第2章	国民保護措置に関する基本方針	1
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	2
第4章	市の地理的、社会的特徴	2
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	3
1	武力攻撃事態	
2	緊急処理事態	
第2編	平素からの備えや予防	4
第1章	組織・体制の整備等	4
第1	市における組織・体制の整備	
1	市の各部課室における平素の業務	
2	市職員の参集基準等	
3	消防機関の体制	
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	
第2	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的考え方	
2	県との連携	
3	近接市市村との連携	
4	指定公共機関等との連携	
5	ボランティア団体等に対する支援	
第3	通信の確保	
第4	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	
2	警報等の伝達に必要な準備	
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	
第5	研修及び訓練	
1	研修	

2 訓練

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・4

- 1 避難に関する基本的事項
- 2 避難実施要領のパターンの作成
- 3 救援に関する基本的事項
- 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
- 5 避難施設の指定への協力
- 6 生活関連等施設の把握等

第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・4

- 1 市における備蓄
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

第4章 国民保護に関する啓発・・・4

- 1 国民保護措置に関する啓発
- 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処・・・6

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・6

- 1 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置
- 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

第2章 市対策本部の設置等・・・6

- 1 市対策本部の設置
- 2 通信の確保

第3章 関係機関相互の連携・・・6

- 1 国・県の対策本部との連携
- 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 6 市の行う応援等
- 7 ボランティア団体等に対する支援等
- 8 住民への協力要請

第4章 警報及び避難の指示等・・・6

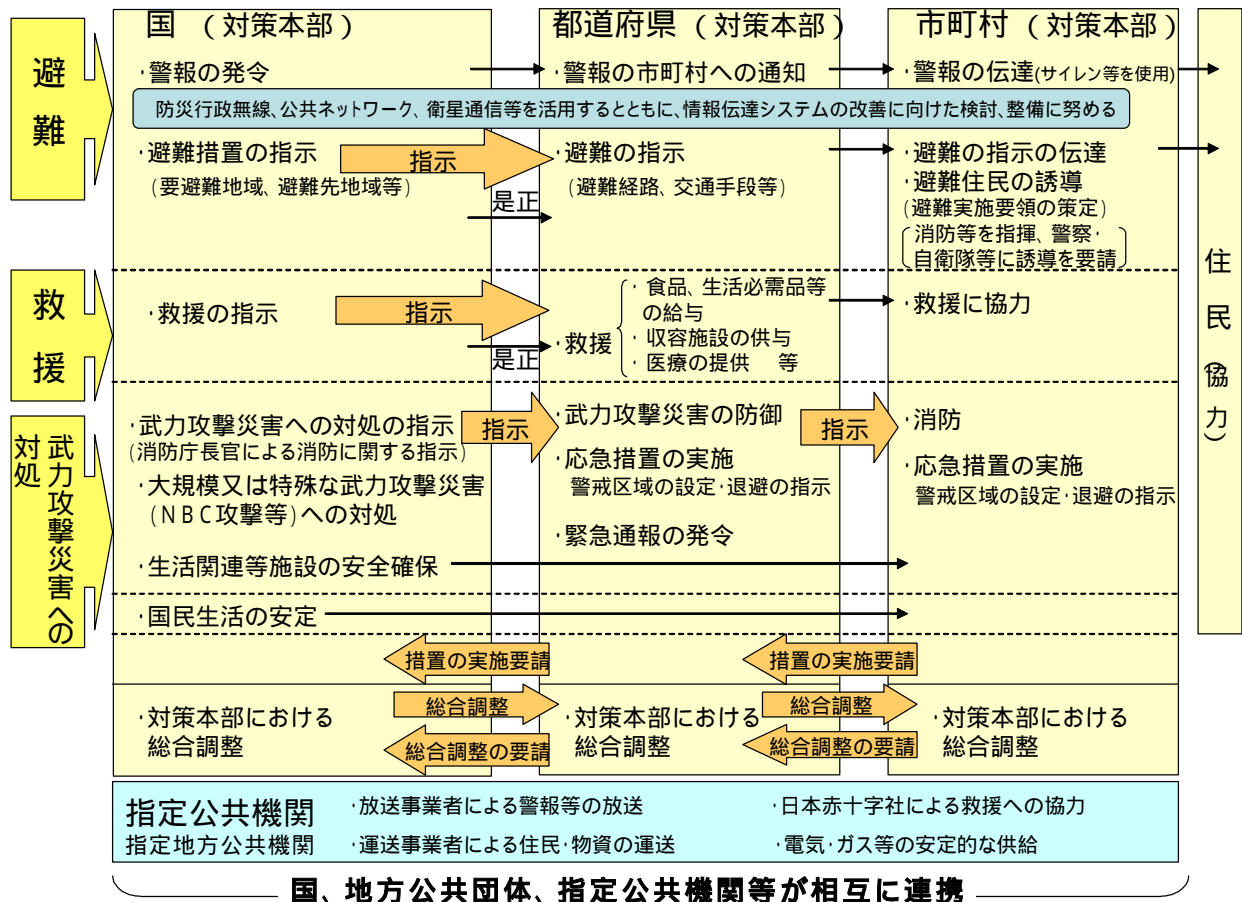
第1章 警報の伝達等

- 1 警報の伝達等

2	警報伝達の方法	
3	緊急通報の伝達及び通知	
第2章	避難住民の誘導等	
1	避難の指示の通知・伝達	
2	避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導	
第5章	救援・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	救援の実施	
2	関係機関との連携	
3	救援の内容	
第6章	安否情報の収集・提供・・・・・・・・	7
1	安否情報の収集	
2	県に対する報告	
3	安否情報の照会に対する回答	
4	日本赤十字社に対する協力	
第7章	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・	7
第1節	武力攻撃災害への対処	
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
2	武力攻撃災害の兆候の通報	
第2節	応急措置等	
1	退避の指示	
2	警戒区域の設定	
3	応急公用負担等	
4	消防に関する措置等	
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	
1	生活関連等施設の安全確保	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
第4節	武力攻撃原子力災害及びN B C 攻撃による災害への対処等	
1	武力攻撃原子力災害への対処	
2	N B C 攻撃による災害への対処	
第8章	被災情報の収集及び報告・・・・・・・・	8
第9章	保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・	8
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	

第10章	国民生活の安定に関する措置	8
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
3	生活基盤等の確保	
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8
第4編	復旧等	9
第1章	応急の復旧	9
1	基本的考え方	
2	公共的施設の応急の復旧	
第2章	武力攻撃災害の復旧	9
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	9
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2	損失補償及び損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第5編	緊急対処事態への対処	10
1	緊急対処事態	
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	
資料編		11

国民の保護に関する措置の仕組み



第 1 編 総論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急処理事態への対処

資料編

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、随時見直しを行い、必要な場合は計画を変更する。

市国民保護計画の見直しに当たっては、日常的に行われるべきであり、問題点や課題について、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

ただし、これを国民保護計画の反映させるためには、市国民保護協議会への諮問による変更手続きを要するが、軽微な変更についての変更手続きは要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本指針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として以下の項目を定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

住民の避難に関する訓練への参加(国民保護法第 42 条)

避難住民への誘導への協力(国民保護法第 70 条)

救援への協力(国民保護法第 80 条)

消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力(国民保護法第 115 条)

保健衛生の確保の協力(国民保護法第 123 条)

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人住民への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。さらに、市には外国人住民が多数いることから、外国人への配慮についても充分配慮する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務の概要を明示する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市が、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に考慮すべき地理的、社会的特徴を明示する。

1 地理的特徴

- 1) 地形
- 2) 気象

2 社会的特徴

- 1) 人口及び人口分布
- 2) 土地利用状況
- 3) 交通
- 4) 都市構造

5) 危険物等の集積

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

2 緊急対処事態

市(町村)国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

第5 研修及び訓練

市は、国民保護措置の実施に必要な知識の習得のため、研修機関における研修の活用、職員の研修機会の確保及び外部有識者による研修などを実施する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を準備する。

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、高齢者・障害者・外国人市民等災害時要援護者への配慮、民間事業者からの協力の確保及び学校や事業所との連携について、基本的な考え方をまとめる。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に

つけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連携体制の迅速な確立及び初動位置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくための初動体制について定める。

第2章 市対策本部の設置等

市長は、内閣総理大臣から総務大臣及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。

また、この場合の設置手順、市対策本部を設置すべき市の指定の要請等、市対策本部の組織構成及び機能、市対策本部における広報等、市現地対策本部の設置、現地調整所の設置、市対策本部長の権限、市対策本部の廃止について必要な事項を定める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のような項目に定める。

- 1 国・県の対策本部との連携
- 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 6 市の行う応援
- 7 ボランティア団体等に対する支援等
- 8 住民への協力要請

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下のような項目に定める。

第1 警報の伝達等

警報の伝達方法や伝達先について定める。

第2 避難住民の誘導等

避難指示の通知や伝達、高齢者、障害者及び外国人住民等の要援護者を充分考慮した避難実施要領の策定を行う。

第5章 救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の搜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の搜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、市は、高齢者、障害者、外国人住民、乳児その他の救援の実施に際し、援護を要する者に対し、適切に救援を実施できるよう充分配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項について定める。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

第3 生活関連施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

第4 武力攻撃災害及びNBC 攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、さらに、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、火災・災害等速報要領に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとする。その後は、随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第10章 国民生活の安定に対する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県が実施する以下の措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするための適切な措置を講じるものとする。

また、市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は市税の納付若しくは納入に関する期限延長並びに徴収猶予及び減税の措置を災害の状況に応じて実施するものとし、それらの必要な事項について定める。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

また、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置の要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされている。よって市は、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償及び損害補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行うものとする。

また、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償するものとする。

さらに、国民保護措置の実施について協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したとき並びに国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

第5編 緊急処理事態への対処

第1章 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりであり、市は、緊急処理事態は原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

資料編

：関係機関連絡先一覧、条例・要綱等、様式類、諸資料等について掲載予定